

議案第 1 2 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を免除するため、君津市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 7 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

3 当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条に規定する当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額する場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条に規定する当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額する場合にあつては、その減額

後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条に規定する当該年度の被保険者均等割額(第1項第1号エ、同項第2号エ又は同項第3号エに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出により明らかにすべき事項を確認することができるときは、当該納税義務者からの届出の提出は要しないものとする。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条に規定する当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p>

該出産被保険者につき第7条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条に規定する当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条に規定する当該年度の被保険者均等割額（第1項第1号エ、同項第2号エ又は同項第3号エに規定する金額を減額する場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、市長が届出により明らかにすべき事項を確認することができるときは、当該納税義務者からの届出の提出は要しないものとする。

2 前項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前

から行うことができる。